

# 広域連携のリーフレット

水団連とは…一般社団法人 日本水道工業団体連合会(水団連)は、水道産業界を結ぶ総合団体として 1966 年に創立されました。会員は我が国の水道産業界の関係団体及び代表的な企業で構成されています。我が国の各種水道関係者は、その普及拡充に幾多の年月を重ね生活環境の改善、産業や都市活動の基盤となる社会資本の整備に努めてきました。しかし、近年、社会が水道に期待する水準は高く水道界は官民一体となって環境対策、水質対策、震災対策など質的に一歩進んだシステムの再構築を模索する時代を迎えています。水道産業界は公共的使命を認識し、このハードルを越えるための地道な努力を行っています。

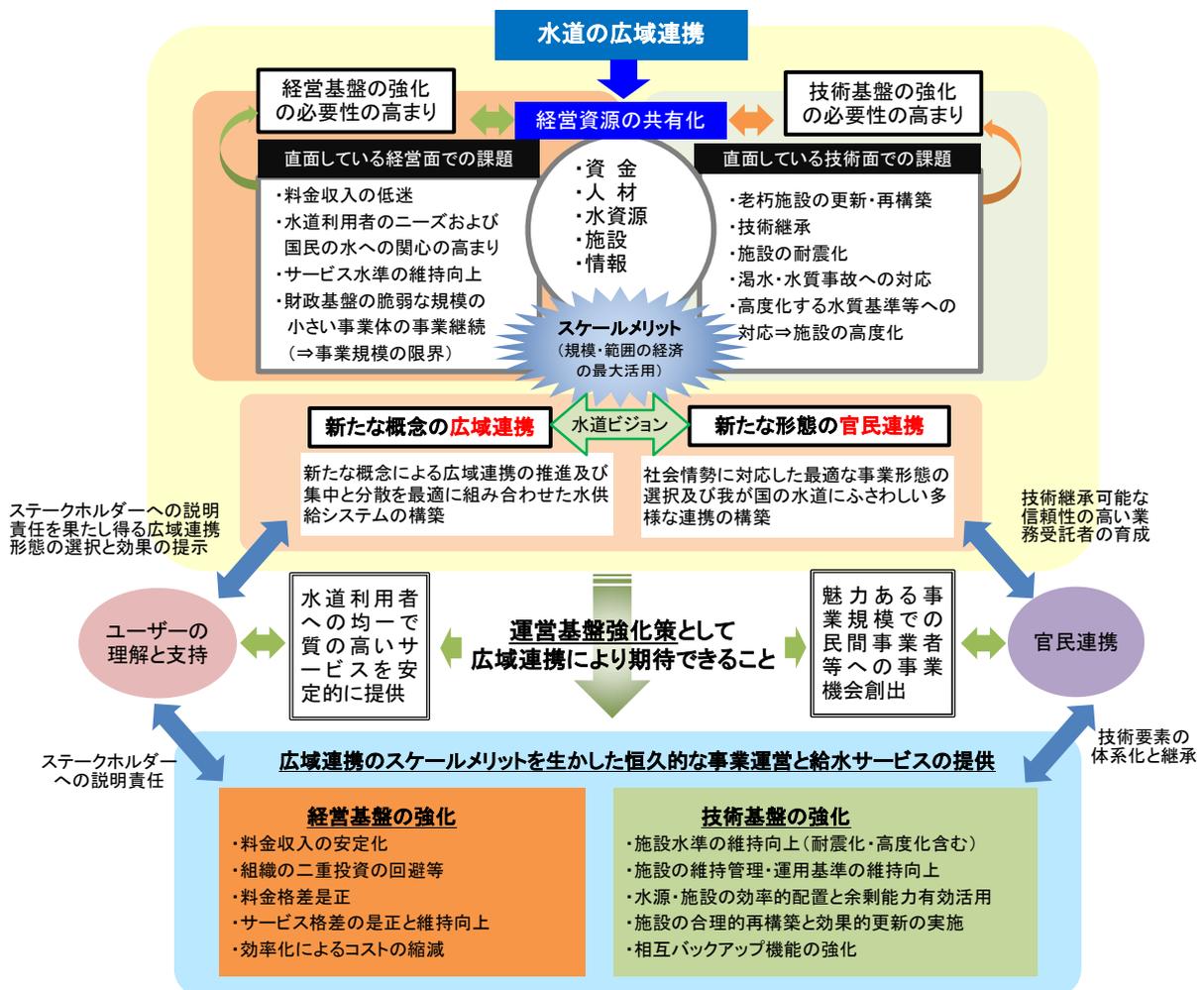
## 1. 広域連携と官民連携の必要性

水道事業においては、人口減少や節水型社会の到来等による料金収入の低迷や更新すべき老朽施設の増大、施設の耐震化等、今後、運営基盤を今まで以上に強化しなければ対処できない課題を抱えています。一方で、技術職員数は経営の合理化のため削減されており、技術基盤の確保、継承についても深刻な状況におかれています。

水道事業を取り巻く環境は、今後とも一層の厳しさを増していくことが確実な状況にあります。運営基盤強化のための合理化、効率化の追求や水道料金の値上げ等の方策には限界があります。さらに技術基盤の維持においても、職員の新規採用、欠員補充は困難な状況であり、水道事業体内部での対応には限界があります。特に、我が国において大半を占める中小の水道事業体が単独で対処するには極めて困難な状況となっています。

また、これらの対策のみで対応できたとしても、サービス水準の低下や近隣水道事業体との格差（サービス・料金水準）がこれまで以上に拡大することも懸念されます。今後は水道事業体内部で対応可能な方策の継続的な取組に加え、改正水道法（令和元年 10 月 1 日施行）を踏まえて、水道事業体の実情に応じた広域連携（水道の広域化）の推進や官民連携等、多様な連携の構築により運営基盤の強化を行うことが不可欠となっています。

図-1 広域連携の必要性

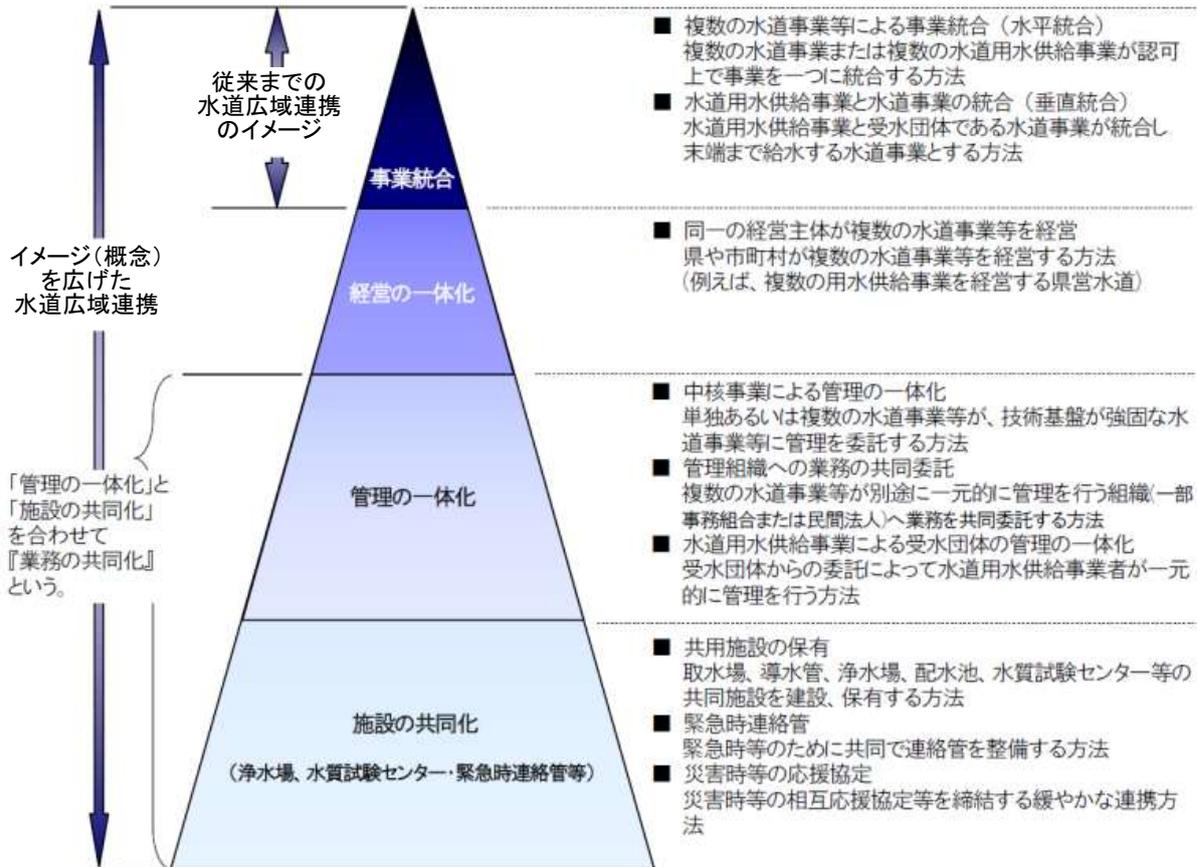


## 2. 広域連携の段階的推進 ～新たな概念の広域化から事業統合へ～

これまでの広域連携は、事業統合をイメージしており、水道事業体間連携の取組はあまり進んでいませんでした。一方で、技術継承等の問題については、水道事業体によっては喫緊の対策が必要な状況となっています。このため、事業統合の早期実現が困難な場合は、過渡的な措置として、事業統合よりも容易に推進可能であり、かつ即効性のある効果が期待できる、業務の共同化等の新たな概念の広域連携を推進していくことが有効です。

業務の共同化等により、維持管理体制や顧客管理について共同委託など管理の一体化で合理化を図るほか、民間を含む外部の人的資源や技術を有効に活用しながら効率的かつ効果的な対応が可能となります。さらには、これを契機として経営基盤を含めた運営基盤を強化・維持するための抜本的な対策としての事業統合を目指すことも検討すべきと考えます。

図-2 新たな水道広域連携のイメージ（水道ビジョンより）



## 3. 広域連携で期待される効果

水道広域連携では、料金収入の安定化やサービス水準等の格差是正、施設余剰能力の有効活用、災害・事故等の緊急時対応力強化等の大きな効果が期待できます。また、ヒト（人材）、モノ（施設）、カネ（資金）の経営資源の共有化と効率的活用、スケールメリットを生かした事業運営により、技術の継承を含めた運営基盤の恒久的な維持向上と水道利用者への均一で質の高いサービスを安定的に提供することが可能となります。

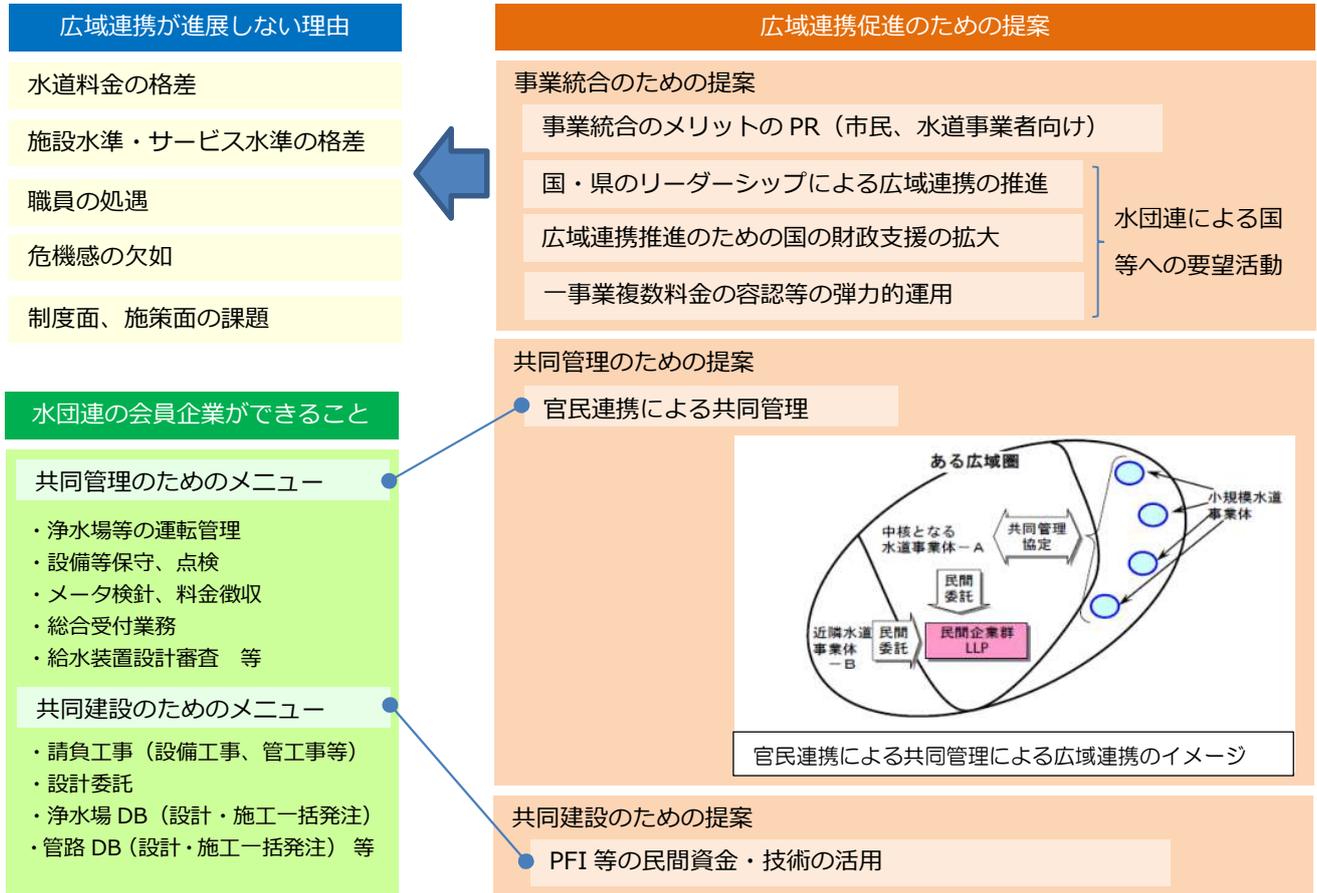
表-1 水道広域連携のメリット

ヒト（人材）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の共同処理による組織のスリム化</li> <li>・専門的な知識をもつ職員の確保</li> </ul>
モノ（施設）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設規模の拡大によるスケールメリット</li> <li>・施設の統廃合による、更新等のコスト削減</li> <li>・弾力的な水運用による危機管理能力の向上</li> </ul>
カネ（資金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営規模の拡大による資金の弾力的な運用</li> <li>・地域全体における費用の縮減</li> <li>・国の財政支援（交付金・交付税など）の活用</li> </ul>

#### 4. 水道の広域連携の阻害要因と広域連携促進のための水団連の提案

地域全体で様々なメリットがあるものの、水道事業体間の施設整備水準や財政状況の格差が大きいため、広域連携による損得が発生し、事業統合までに至らないのが現状です。特に、料金水準の格差が大きいと、料金統一のために議会や住民などへの説得が大きな壁となり、事業統合までの事前準備に長い期間を要します。また、検討の推進役の不在や検討の場の不足などにより十分な検討が進んでいないのが現状です。水団連では、国・都道府県に広域連携の大きな推進役としての期待をするとともに、広域連携を検討するときに有効な官民連携とマッチングすることで、民間企業によるサポートにより高い効果を得ることが可能となり、広域連携が促進できると考えます。

図-3 水道の広域化の阻害要因と広域化促進のための水団連の提案



#### 5. 広域連携の先進事例の紹介

近年の水道の広域連携では、事業統合のみならず、管理の一体化、施設の共同化も含めた事例がみられます。また、先進事例では、水道施設の統廃合や管理の一体化等の取組による費用削減や、国の支援を活用することで、水道料金の値上げを抑えつつ、老朽化した水道施設の更新を進めるなど、将来を見据えた事業運営が行われています。

表-2 広域連携の先行事例

事業統合	管理の一体化
<ul style="list-style-type: none"> <li>●岩手県中部地域の事業統合 (H26、用水供給事業と4市町)</li> <li>●群馬県東部地域の事業統合 (H28、3市5町)</li> <li>●埼玉県秩父地域の事業統合 (H28、5市町)</li> <li>●香川県の事業統合 (H30、用水供給事業と香川県下の市町)</li> <li>●千葉県君津地域の事業統合 (H30、4市町) など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水道料金システムの共同利用 (H24) ⇒高知県：四万十町、須崎市、中土佐町</li> <li>●奈良県公営企業会計システムの共同運用 (H26)</li> <li>●上下水道料金等収納業務の共同発注 (H27) ⇒茨城県：かすみがうら市と阿見町</li> <li>●第三者委託と事務の代替執行による包括業務委託 ⇒宗像地区事務組合が北九州市に委託 (H28) など</li> </ul>
	<b>施設の共同化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●荒尾市と大牟田市の浄水場の共同化 など</li> </ul>

## 6. 群馬県東部地域の水道広域化の事例紹介

ここでは、官民連携を活用した広域連携の事例として、群馬県東部地域での水道事業統合の事例を紹介します。

### ① 群馬東部水道企業団の概要

群馬東部水道企業団は、群馬県南東部に位置する太田市、館林市、みどり市、邑楽郡の板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町の3市5町の水道事業を統合し、平成28年4月1日より事業を開始しました。事業規模は、給水人口約45万人、事業収益約655億円、年間配水量6千200万m<sup>3</sup>となり、群馬県内最大規模となっています。

### ② 広域化の経緯

平成22年度の群馬大学との共同研究、平成23年度の経済産業省モデル事業として広域連携について研究したが、具体的に検討したはじまりで、3市5町で水道事業の統合を検討するため、平成24年度に水道広域研究会を設置し、広域化基本構想・基本計画の策定に着手し、より具体的な事業統合のメリットを示すことができ、平成25年10月に水道事業統合の基本協定の締結に至りました。その後は、統合協議会を発足させ、各市町の議会承認、水道事業認可や水道企業団設立の認可を経て、平成28年4月に事業統合を行いました。なお、令和2年4月には、県の用水供給事業との事業統合も行っています。

### ③ 広域連携の効果

群馬東部水道企業団では、広域連携の効果を、

- ▶ 地域全体での施設の共有による浄水場等の統廃合を行うことによる費用削減効果
- ▶ 国の財政支援（国庫補助・交付金）の活用
- ▶ 費用の削減効果により、給水収益の減少による赤字を回避できる
- ▶ 業務の共同化により、3市5町における水道のサービス水準を一定に引き上げることができる

としています。なお、群馬東部水道企業団では、事業統合後の水道料金は、各市町の統合前の料金としています。

### ④ 官民連携の活用

事業統合前の太田市と館林市では、浄水場の運転管理・保守、水道料金の徴収、お客さま窓口、給水工事の審査などを包括的に民間企業に委託してきました。事業統合後は、全域で民間企業に包括的に委託しています。

また、事業統合後は、国の財政支援を活用し、施設の統廃合に係る施設や管路の整備や老朽化した施設と管路の更新を行っていますが、事業統合から10年間の工事量は、各市町で行ってきた工事量の約1.6倍を計画しています。増加した工事量を実施するため、新たな官民連携の手法（設計・施工の一括発注等）を活用することとし、包括的な委託にこれらの工事を含めることで、官民が協働した事業運営に取り組んでいます。

図-4 官民連携を活用した事業方式

